

## 地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	( )
目標年度	令和15年度
市町村名 (市町村コード)	皆野町 (11362)
地域名 (地域内農業集落名)	戦場・土京区 (戦場、土京)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	16.7 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	3 ha
② 田の面積	0.5 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	16.2 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	2.6 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	— ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	— ha

(備考)

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するよう努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

## (2) 地域農業の現状及び課題

## 【地域の基礎的データ】

認定農業者1名(法人1名)

主な作物:ぶどう

## 【地域農業の現状及び課題】

・農業だけで生活するのは難しいので特産品やブランド化等付加価値をつける必要がある。

・小規模の農家が多く、支援できる体制が必要。

・新規就農者を確保するには、農業だけではなく、総合的に考えて、町の魅力を上げる必要がある。

・現在の畠以外の規模拡大は難しい。

・農家に対しての技術指導を行う体制が必要。

## (3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・新規就農者の確保のために、新規就農者相談や担い手育成塾等を用いて支援していく。

・農地利用は、中心経営体である認定農業者1経営体が担う。

・主要作物については地域の農業からぶどうを中心として、生産等の支援を行う。

## 2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

## (1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

認定農業者等の担い手へ継続的かつ追加の支援を行う。また農業者の確保のため、新規就農者や兼業農家への農地集積・利活用を進める

## (2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	4 %	将来の目標とする集積率	4 %
--------	-----	-------------	-----

## (3)農用地の集団化(集約化)に関する目標

担い手の意向を十分に尊重したうえで、集団化を目指す。

### 3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集團化の取組  
農地中間管理事業を活用して、認定農業者などの担い手及び新規就農者・兼業農家へ農地の集積・利活用を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方法  
農地中間管理事業の活用のために情報発信に努め、継続的な活動を行う。

(3) 基盤整備事業への取組  
現時点では基盤整備事業の活用予定はないが、農業者等の意向や農地の現状を把握しながら、必要に応じて検討していく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組  
皆野町や埼玉県(秩父農林振興センター)、埼玉県農林公社、JA、農業委員会、関係団体などと連携しながら、経営体の確保・育成に取り組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組  
農作業委託については、地域の現状を把握しながら検討していく。

以下任意記載事項(地域の事情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

①鳥獣被害防止対策  ②有機・減農薬・減肥料  ③スマート農業  ④畑地化・輸出等  ⑤果樹等  
 ⑥燃料・資源作物等  ⑦保全・管理等  ⑧農業用施設  ⑨耕畜連携等  ⑩その他

### 【選択した上記の取組内容】

①戦場・土京地区ではアライグマやカラスなどの有害鳥獣による農作物被害の報告があげられており、防護柵・電気柵の設置について補助金を交付して被害の軽減を図っている。またアライグマ捕獲従事者養成研修会も開催しており、農作物被害が拡大する前に早めの有害鳥獣被害対策を講じていく。

#### 4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者（農協を除く）は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3: 農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4: 作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努め

てください。

## 5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

## 6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人) うち計画同意者数(人・%)

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

**注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。**

### (留意事項)

業者を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

# 目標地図(戦場・土京区)

